宮崎学園短期大学学則

第１章　総　　則

第１条　本学は，教育基本法並びに学校教育法に基づき，一般教養と密接な関連のもとに実際的な専門学術の理論及び職業技能を教授研究して，社会人類の福祉に貢献する人物を育成することを目的とする。
２　各学科の教育研究上の目的及び学位授与の方針は,別に定める。

第２条　本学は，教育研究水準の向上を図り，前条の目的及び社会的使命を達成するため，教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。
２　前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第３条　本学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

保育科	入学定員	２１０名	収容定員	４２０名
現代ビジネス科	入学定員	５０名	収容定員	１００名

第４条　本学の修業年限は，２年とする。
２　学生は，４年をこえて在学することはできない。

第２章　教育課程

第５条　授業科目を一般教育科目，専門教育科目，図書館学に関する科目，音楽療法に関する科目，全国大学実務教育協会認定資格に関する科目に分ける。
２　前項に掲げる科目は，別表１に定める授業科目をもって構成する。

第６条　開講科目及び単位数は，別表１に定める。

第３章　履修方法，卒業の要件，学位の授与及び免許・資格

第７条　各授業科目の単位数は，１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により計算するものとする。
(1)　講義については，１５時間の授業をもって１単位とする。
(2)　演習については，３０時間の授業をもって１単位とする。ただし，別に定める授業科目については，１５時間の授業をもって１単位とする。
(3)　実験，実習及び実技については，４５時間の授業をもって１単位とする。ただし，別に定める授業科目については，３０時間の授業をもって１単位とする。また，芸術等の分野における個人指導による実技の授業科目については，本学が定める時間の授業をもって１単位とすることができる。

２　前項の規定にかかわらず，卒業研究等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められるときは，２単位を与える。

第８条　卒業に必要な単位は，６２単位以上とし，その内訳は次のとおりである。
(1)　一般教育科目については，総合科目４単位以上，合計１４単位以上を修得しなければならない。なお，他学科専門教育科目のうち，別表２に定める科目については，６単位までを在籍学科の一般教育科目として充当できる。
(2)　専門教育科目については，４８単位以上を修得しなければならない。

第９条　学長は，本学に２年以上在学し，第８条に定める科目及び単位を修得して卒業の要件を充足した者には，教授会の議を経て，卒業を認定する。
２　前項の規定により卒業認定した者には，教授会の議を経て，本学学位規程の定めるところにより，短期大学士の学位を授与する。

第10条　本学の各学科において取得できる免許状・資格及び称号は，次のとおりである。

学　　科	教育職員免許状	資　　格	称　　号
保　育　科	幼稚園教諭二種免許状	保育士資格 社会福祉主事任用資格 こども音楽療育士	音楽療法士（２種）
現代ビジネス科		司書 情報処理士 ビジネス実務士 上級ビジネス実務士 上級秘書士(ﾒﾃﾞｨｶﾙ秘書) 社会福祉主事任用資格 実践キャリア実務士	

２　教育職員免許状を取得しようとする者は，教育職員免許法及び同法施行規則に規定された科目及び単位を修得しなければならない。

３　保育科において保育士資格を取得しようとする者は，卒業の要件を充足し，かつ，児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第６条の２第１項第３号の規定により，厚生労働大臣の定める修業科目及び単位を修得しなければならない。
４　現代ビジネス科において司書となる資格を取得しようとする者は，卒業の要件を充足し，かつ，図書館法施行規則第４条（昭和２５年文部省令第２７号，平成２１年４月３０日一部改正）に規定された科目及び単位を修得しなければならない。
５　保育科・現代ビジネス科において，社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は，社会福祉主事の設置に関する法律及び社会福祉主事の資格に関する科目指定に規定された科目を履修し，単位を修得しなければならない。

第11条　教育上有益と認めるときは，学生が他の大学において履修した授業科目について修得した単位を，１５単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。なお単位互換等にかかわる本学　指定科目等は別に定める。

２　前項の規定は学生が外国の大学に留学する場合にも準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は，前項の単位数と合わせて３０単位を超えないものとする。

３　文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。学修の種類，認定科目の名称，認定単位等については別に定める。

４　前項の規定により与えることができる単位数は，第２項の規定による単位数と合わせて３０単位を超えないものとする。

第12条　教育上有益と認めるときは，学生が入学する前に他の大学において履修した授業科目について修得した単位を，入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

２　前項により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，転入学の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，３０単位を超えないものとする。

第13条　履修に関する細則は，別に定める。

第４章　学年・学期及び休業日

第14条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

第15条　学年を次の２期に分ける。

前期　　４月　１日から９月３０日まで

後期　１０月　１日から翌年３月３１日まで

第16条　休業日は，次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3)　夏季休業（９月１日から９月３０日まで）

(4)　冬季休業（１２月２４日から翌年１月７日まで）

(5)　春季休業（３月２０日から３月３１日まで）

２　学長は，前項の規定にかかわらず，必要があれば臨時に授業を行い，また，休業日を変更することができる。

第17条　１年間の授業を行う期間は，試験等の日数を含め，３５週にわたること

を原則とする。

第５章　入学・休学・転学及び退学

第18条　入学の時期は，毎年４月とする。
２　前項の他にも必要と認めた場合は，学期の区分に従い入学することができる。

第19条　本学に入学することのできる者は，次の各号の一に該当にするものでなければならない。
(1)　高等学校を卒業した者
(2)　中等教育学校を卒業した者
(3)　通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
(4)　外国において，学校教育における１２年の課程を修了した者及びこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(6) 文部科学大臣の指定した者
(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成１７年１月３１日文部科学省令第１号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）

第20条　入学を志願する者は，本学所定の入学願書に検定料を添えて提出しなければならない。
２　提出の時期，方法，提出すべき書類等については別に定める。

第21条　入学志願者の検定料は，２６，０００円とする。

第22条　入学志願者には，別に定めるところにより選考を行う。

第23条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は，所定の期日までに，保証人連署の誓約書・在学保証書及び住民票記載事項証書を提出するとともに，所定の入学金を納付しなければならない。
２　学長は，前項の入学手続を完了した者に対し，入学を許可する。

第24条　入学を許可された者の入学金は，２００，０００円とする。

第25条　本人もしくは保証人につき届出事項に変更があった時は，直ちに届け出なければならない。

第26条　学長は，疾病その他やむを得ない理由により，３か月以上修学することができない者があるときは，休学を許可することができる。

２　休学しようとする者はその理由を詳記し，保証人連署で願い出なければならない。ただし，疾病の場合は医師の診断書を添えなければならない。

第27条　休学の期間は１年以内とする。ただし，特別な理由がある場合は，引き続き更に１年まで延長することができる。休学の期間は通算して２年を超えることができない。

第28条　休学の期間中にその理由が消滅した場合は，学長の許可を得て復学することができる。

第29条　他の大学に入学又は転学を志望する者は，予め学長の許可を得なければならない。

第30条　学長は，他の大学から本学に転入学を志願する者があるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。
２　前項の規定により入学を許可された者について，既に修得した授業科目及び単位数の取り扱い，並びに在学すべき年数を決定する。
３　その他転入学に関する規程は別に定める。

第31条　学長は，次の各号の一に該当する場合は，退学を認める。
(1)　疾病等により修学不能となり退学を申し出た者
(2)　本人に修学の意志がなく退学を申し出た者
(3)　家庭の事情により修学できないと本人が判断し退学を申し出た者
２　退学しようとする者はその事由を詳記し，保証人連署で願い出なければならない。

第32条　正当な事由で退学した者が復学を希望し，願い出たときは復学を許可することがある。

第33条　学長は，次の各号の一に該当する者は，除籍する。
(1)　第４条に定める在学年限をこえた者
(2)　第２７条に定める休学の期間をこえて，なお修学できない者
(3)　学費納入の義務を怠り，督促状に指定された納入期限が過ぎてもなお納付しない者
(4)　死亡及び長期間にわたり行方不明の者

第６章　学　　費

第34条　学費とは，次に掲げるものをいう。
授業料，施設費，実験実習費，その他
第35条　授業料は，年額５４０，０００円とし，これを二期に分けて指定の期日までに納入しなければならない。

第36条　授業料，施設費，実験実習費等については，次年次（その年度の入学生と同額）に変更することがある。

第37条　学費に関する細則は，別に定める。

第38条　委託学生，科目等履修生，研究生の選考料，登録料及び履修料は別に定める。

第７章　職　員　組　織

第39条　本学に学長，副学長，教授，准教授，講師,助教及び助手，並びに事務職員及び技術職員を置く。
２　本学に学長補佐を置くことができる。

第40条　各職員の職務は，学校教育法の定めるところによる。

第８章　教　授　会

第41条　本学に教授会を置き，教授の全員をもって組織する。

２　学長は，必要に応じ，准教授・専任講師及びその他の職員を加えることができる。

第42条　教授会は，次の事項を審議し，学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
(1)　学生の入学，卒業及び課程の修了に関すること。
(2)　学位の授与に関すること。
(3)　前２号に掲げるもののほか，教育研究に関する重要な事項で，教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項
２　教授会は，前項に規定するもののほか，学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し，及び学長の求めに応じ，意見を述べることができる。

第43条　教授会の運営について必要な事項は，学長が別に定める。

第９章　専攻科

第44条　本学に専攻科を設け，次の専攻を置く。
(1)　福祉専攻

第45条　専攻科（福祉専攻）の修業年限は１年とする。ただし，２年をこえて在学することはできない。

第46条　専攻科（福祉専攻）（以下「福祉専攻」と言う。）は，介護福祉士の養成を目的とする。

第47条　福祉専攻の定員は，５０名とする。

第48条　福祉専攻に入学することのできる者は，児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号）第５条第１項の規定による教育機関として指定を受けた短期大学又は大学等を卒業し，かつ，保育士の資格を有する者とする。

第49条　福祉専攻で開設する授業科目の種類及びその単位数等は，別表３に定める。

第50条　福祉専攻を修了し，介護福祉士の資格を取得するためには，学生は１年以上在学し，５８単位以上を修得しなければならない。
２　学長は，別表３に定める授業科目の履修により，単位を修得した者には，教授会の議を経て，修了を認定する。
３　学長は，修了を認定した者に対して修了証書を授与する。
４　福祉専攻の単位修得については，本則第１１・１２条は適用しない。
５　その他，福祉専攻の履修に関する規程は，別に定める。

第51条　専攻科の入学検定料，入学金，授業料及びその他の諸納入金の金額は，次のとおりとする。

区分		入学検定料	入学金	授業料	図書費	実習費	施設設備維持費
		円	円	円	円	円	円
福祉専攻	本学卒業生	15,000	0	500,000	10,000	140,000	150,000
	一般入学生	25,000	150,000	500,000	10,000	140,000	150,000

第10章　奨　学　生

第52条　学生に対しては，必要に応じて別に定めるところにより宮崎学園短期大学奨学金を支給する。

第11章　委託学生・科目等履修生・研究生・外国人留学生・派遣学生・特別聴講学生

第53条　学長は，公共団体又はこれに準ずる機関から，本学の特定の科目について修学を委託されたときは，委託学生として履修を許可することがある。

第54条　学長は，本学の授業科目の履修を希望する者があるときは，本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。科

目等履修生に関する規程は，別に定める。

第55条　学長は，本学を卒業した者又は，これと同等以上の資格を有する者で，特に本学で研究を希望する場合は，研究生として修学を許可することがある。研究生は，指導教授を選び，一定の時期に研究の成果を報告しなければならない。研究生に関する規程は，別に定める。

第56条　学長は，第１９条に定める入学資格を有する外国人で入学を希望する者に対し，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

第57条　派遣学生の規程は別に定める。

第58条　特別聴講学生の規程は別に定める。

第12章　賞　　罰

第59条　学長は，在学中本学の教育目的に沿い，志操堅固にして成績優秀な者及び本学の諸活動に特に貢献した者を表彰することがある。

第60条　学長は，学生がその本分を守らない時は，これを懲戒する。懲戒は戒告，停学及び退学とする。

２　前項の退学等は，次の各号の一に該当する場合をいう。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2)　学業劣等で成業の見込みがないと認められた者

(3)　正当な理由がなくて出席常でない者

(4)　本学の秩序を乱し，その他学生の本分に著しく反した者

第13章　図　書　館

第61条　本学は，宮崎学園図書館を利用する。図書館に関する規程は別に定める。

第14章　附属施設

第62条　本学に幼保連携型認定こども園を置く。幼保連携型認定こども園に関する細則は別に定める。

附　則

本学則は昭和４１年４月１日以降の入学者から適用する。

附　則

本学則は昭和４２年４月１日以降の入学者から適用する。

附　則

本学則は昭和４３年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和４５年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和４７年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和４８年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和４９年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和５０年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和５１年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和５２年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和５３年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和５４年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和５５年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和５６年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和５７年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和５８年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和５９年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和６０年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和６１年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和６２年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は昭和６３年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は平成元年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則
本学則は平成２年４月１日以降の入学者から適用する。
附　則

本学則は平成３年４月１日から適用する。

第４条に規定する国文科・英語科の学生定員は，平成１２年度までの間は，次とおりとする。

年度 / 学科	平成３年度		平成４年度～１１年度		平成１２年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
国文科	100名	175名	100名	200名	75名	175名
英語科	120名	220名	120名	240名	100名	220名

附　則

本学則は平成４年４月１日から適用する。

附　則

本学則は平成５年４月１日から適用する。

附　則

本学則は平成６年４月１日から適用する。

ただし，第４条の規定にかかわらず，平成６年度の総定員は次のとおりとする。

保育科　２７０名
国文科　１５０名
初等教育科　１４０名
音楽科　８０名
英語科　２００名

附　則

本学則は平成７年４月１日から適用する。

附　則

本学則は平成８年４月１日から適用する。

附　則

本学則は平成９年４月１日から適用する。

附　則

本学則は平成１０年４月１日から適用する。

ただし，第４条の規定にかかわらず，学生定員は平成１２年度までの間は，次のとおりとする。

年度 / 学科	平成１０年度		平成１１年度		平成１２年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保育科	１８０名	３００名	１８０名	３６０名	１８０名	３６０名
国文科	８５	１８５	８５	１７０	６０	１４５
初等教育科	５０	１１０	５０	１００	５０	１００
音楽科	３０	６０	３０	６０	３０	６０
英語科	８５	２０５	８５	１７０	６５	１５０

附　則

本学則は平成１１年４月１日から適用する。

ただし，第４条の規定にかかわらず，学生定員は平成１２年度までの間は，次のとおりとする。

年度 / 学科	平成１０年度		平成１１年度		平成１２年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
保育科	１８０名	３００名	１８０名	３６０名	１８０名	３６０名
国文科	８５	１８５	８５	１７０	６０	１４５
初等教育科	５０	１１０	５０	１００	５０	１００
音楽科	３０	６０	３０	６０	３０	６０
英語科	８５	２０５	８５	１７０	６５	１５０

附　則

本学則は平成１２年４月１日から施行する。

附　則

本学則は平成１３年４月１日から施行する。

附　則

本学則は平成１４年４月１日から施行する。

附　則

本学則は平成１５年４月１日から施行する。

２　平成１５年度における設置学科及び学生定員は，第３条の規定にかかわらず，次の表のとおりとする。

保育科	入学定員	１８０名	収容定員	３６０名
初等教育科	入学定員	５０名	収容定員	１００名
音楽科	入学定員	３０名	収容定員	６０名
人間文化学科	入学定員	１２０名	収容定員	２４０名
国文科			収容定員	８５名
英語科			収容定員	８５名

３　国文科・英語科は平成１４年度をもって募集を停止し，在学生の卒業をまって廃止する。

４　平成１４年度入学生の教育課程は従前のとおりとする。

５　第１０条３項は，平成１５年１１月２８日までは下記のとおりとする。

保育科において保育士資格を取得しようとする者は，卒業の要件を充足し，かつ，児童福祉法施行規則第３９条の２第１項第３号の規定により，厚生労働大臣の定める修業科目及び単位を修得しなければならない。

附　則

本学則は平成１６年４月１日から施行する。

２　英語科は平成１５年度をもって廃止する。

附　則

本学則は平成１７年４月１日から施行する。

２　国文科は平成１６年度をもって廃止する。

附　則

本学則は平成１８年４月１日から施行する。

２　第３条の規定にかかわらず，平成１８年度の収容定員は次のとおりとする。

保　育　科	３９０名
初等教育科	１００名
音　楽　科	６０名
人間文化学科	２１０名

３　第９条短期大学士の学位授与については，平成１８年１月１日から施行する。

附　則

本学則は平成１８年４月１日から施行する。

附　則

本学則は平成１９年４月１日から施行する。

附　則

本学則は平成２０年４月１日から施行する。

附　則

本学則は平成２１年４月１日から施行する。

附　則

本学則は平成２２年４月１日から施行する。

２　専攻科（音楽療法専攻２年課程）は，平成２１年度をもって募集を停止し，在学生の修了をまって廃止する。

附　則

本学則は平成２３年４月１日から施行する。

附　則

本学則は平成２４年４月１日から施行する。

附　則

本学則は平成２５年４月１日から施行する。

附　則

本学則は平成２６年４月１日から施行する。

２　平成２６年度における設置学科及び学生定員は，第３条の規定にかかわらず，次のとおりとする。

保　育　科	入学定員	２１０名	収容定員	４２０名
現代ビジネス科	入学定員	５０名	収容定員	１００名
初等教育科			収容定員	５０名
音　楽　科			収容定員	３０名
人間文化学科			収容定員	９０名

３　初等教育科・音楽科・人間文化学科は平成２５年度をもって募集を停止し，在学生の卒業をまって廃止する。

４　平成２５年度入学生の教育課程は従前の通りとする。

附　則

本学則は平成２７年４月１日から施行する。

２　初等教育科・音楽科・人間文化学科は平成２６年度をもって廃止する。

附　則

本学則は平成２８年４月１日から施行する。

２　専攻科音楽療法専攻は平成２７年度をもって廃止する。

附　則

本学則は平成２９年４月１日から施行する。

附　則

本学則は平成３０年４月１日から施行する。

附　則

本学則は平成３１年４月１日から施行する。

附　則

本学則は平成３１年４月１日から施行する。

２　平成３０年度以前の入学生の教育課程は従前のとおりとする。

３　第５１条は、平成３２年４月１日から適用する。

別表１（学則第５条・第６条関係）

１　一般教育科目

（1）人文の分野

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
哲学		2	
倫理学		2	
心理学概論		2	
社会心理学		2	
文学		2	
児童文学		2	
宗教学		2	

（2）社会の分野

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
日本国憲法		2	
地理学		2	
歴史学		2	
教育学Ⅰ		2	
教育学Ⅱ		2	
民俗学		2	
生涯学習概論		2	
児童サービス論		2	
環シナ海地域史		2	

（3）自然の分野

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
生物学		2	
化学		2	
生命科学		2	
数学		2	
情報処理概論		2	演習

（4）外国語科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
コミュニケーション英語Ⅰ	2		演習
コミュニケーション英語Ⅱ		2	演習

（5） 保健体育科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
健康の科学	1		
体育実技	1		実技

（6） 総合科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
人間の研究Ⅰa(礼節)	1		演習
人間の研究Ⅰb(礼節)	1		演習
人間の研究Ⅱa(勤労)	1		演習
人間の研究Ⅱb(勤労)	1		演習
読む聞く書く話す入門		2	講義
キャリアガイダンスⅠ		1	演習
キャリアガイダンスⅡ		1	演習
ボランティア実習Ⅰ		1	実習
ボランティア実習Ⅱ		1	実習
学びのステップ		1	講義

2 専門教育科目

（1） 保育科

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
〈領域及び保育内容の指導法に関する科目〉			
器楽Ⅰ	2		演習
器楽Ⅱ		2	演習
あそびと音楽Ⅰ		1	演習
あそびと音楽Ⅱ		1	演習
図画工作Ⅰ	1		演習
図画工作Ⅱ	1		演習
小児体育Ⅰ	1		演習
小児体育Ⅱ	1		演習
生活		2	
卒業研究		2	
あそびと言葉	1		演習
保育内容総論		1	演習
保育内容「健康」の指導法	1		演習
保育内容「人間関係」の指導法	1		演習

保育内容「環境」の指導法	1		演習
保育内容「言葉」の指導法	1		演習
保育内容「表現」の指導法Ⅰ	1		演習
保育内容「表現」の指導法Ⅱ	1		演習
〈教育の基礎的理解に関する科目等〉			
教職概論	2		
教育原理		2	
社会福祉論		2	
子ども家庭支援論		2	
子ども家庭福祉	2		
保育原理	2		
保育者論	2		
社会的養護Ⅰ		2	
教育心理学	2		
保育の心理学		1	演習
子ども家庭支援の心理学	2		
臨床心理学		2	
子どもの保健	2		
子どもの理解と援助	1		演習
子どもの食と栄養		2	演習
教育課程論		2	
社会的養護Ⅱ		1	演習
子育て支援	1		演習
低年齢時保育Ⅰ	2		
低年齢時保育Ⅱ	1		演習
子どもの健康と安全	1		演習
特別支援教育Ⅰ		1	演習
特別支援教育Ⅱ		1	演習
器楽活用法		2	演習
身体表現及び即興演奏法		2	演習
教育方法と技術		2	
幼児教育相談		2	
保育・教職実践演習（幼稚園）		2	演習
教育実習前後指導		1	実習

教育実習		4	実習
保育実習指導Ⅰ		2	演習
保育実習指導Ⅱ		1	演習
保育実習Ⅰa		2	実習
保育実習Ⅰb		2	実習
保育実習Ⅱ		2	実習
保育実習Ⅲ		2	実習

（2） 現代ビジネス科

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
日本語表現法		2	
実践話しことば		2	
日本語トレーニング		2	
ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ概論		2	
ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ演習		1	演習
Business English		2	
情報処理演習Ⅰ		2	演習
情報処理演習Ⅱ		2	演習
情報機器利用ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ演習		1	演習
情報処理論		2	
情報サービス論		2	
ビジネス実務総論		2	
ビジネス実務総論Ⅱ		2	
ビジネス実務演習		2	演習
ビジネス実務演習Ⅱ		2	演習
スタディ・スキル	1		演習
企業簿記Ⅰa	1		演習
企業簿記Ⅰb	1		演習
企業簿記Ⅱa		1	演習
企業簿記Ⅱb		1	演習
現代ビジネス論		2	
ビジネス文書管理		2	
経営学総論		2	
企業実習Ⅰ		1	実習
企業実習Ⅱ		1	実習
販売学総論Ⅰ		2	
販売学総論Ⅱ		2	
ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙﾌﾟﾗﾝﾅｰ総論Ⅰ		2	

ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙﾌﾟﾗﾝﾅｰ総論Ⅱ		2	
日本文化論		2	
国際文化論		2	
映像に見る異文化理解		2	
アジア地域研究		2	
イラスト入門		1	演習
ヴィジュアル・デザイン		1	演習
健康と疾病		2	
解剖生理Ⅰ		2	
解剖生理Ⅱ		2	
医療用語Ⅰ		2	
医療用語Ⅱ		2	
看護概論		2	
秘書学概論		2	
医療秘書学概論		2	
秘書実務演習Ⅰ		1	演習
秘書実務演習Ⅱ		1	演習
医療秘書実務Ⅰ		1	演習
医療秘書実務Ⅱ		1	演習
医療情報学		2	
医療関係法規Ⅰ		2	
医療関係法規Ⅱ		2	
医療保険事務概論Ⅰ		2	
医療保険事務概論Ⅱ		2	
医療保険事務演習		6	演習
医療秘書実技演習		8	演習
ブライダル概論		2	
マーケティング		2	
疾病各論Ⅰ		2	
疾病各論Ⅱ		2	
医療情報処理		3	演習
患者論と医の倫理		2	
臨床検査と薬の知識Ⅰ		2	
臨床検査と薬の知識Ⅱ		2	
メディカル・コミュニケーション論		1	演習
卒業研究		2	
基礎経済		2	
実践ビジネス演習Ⅰ		2	演習
実践ビジネス演習Ⅱ		2	演習

3　図書館学に関する科目

現代ビジネス科

図書館学（Ⅰ）

授業科目	単位数	備考
生涯学習概論	2	
図書館概論	2	
図書館情報技術論	2	
図書館制度・経営論	2	
図書館サービス概論	2	
情報サービス論	2	
児童サービス論	2	
情報サービス演習	2	演習
図書館情報資源概論	2	
情報資源組織論	2	
情報資源組織演習	2	演習
図書・図書館史	1	
図書館情報資源特論	1	
図書館実習	1	実習

4　音楽療法に関する科目

保育科

授業科目	単位数	備考
音楽療法概論	2	
音楽療法演習	2	演習
音楽療法実習	2	実習
音楽療法総合演習	2	演習
音楽療法実践	2	演習
合唱Ⅰ	2	演習
声楽	2	演習
音楽鑑賞法	2	
音楽理論	2	

5　全国大学実務教育協会認定資格に関する科目

（１）情報処理士

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備考
情報処理論	2	
情報処理演習Ⅰ	2	演習
経営学総論	2	
ビジネス実務総論	2	
プレゼンテーション概論	2	
プレゼンテーション演習	1	演習
情報処理演習Ⅱ	2	演習
ビジネス文書管理	2	
キャリアガイダンスⅠ	1	演習
実践ビジネス演習Ⅰ	2	演習
医療秘書実技演習	8	演習
企業実習Ⅰ	1	実習

（２）ビジネス実務士

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備考
ビジネス実務総論	2	
ビジネス実務演習	2	演習
経営学総論	2	
情報処理演習Ⅰ	2	演習
情報処理論	2	
現代ビジネス論	2	
ビジネス文書管理	2	
キャリアガイダンスⅠ	1	演習
実践ビジネス演習Ⅰ	2	演習
企業実習Ⅰ	1	実習

（３）上級ビジネス実務士

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備考
ビジネス実務総論	2	
ビジネス実務総論Ⅱ	2	
ビジネス実務演習	2	演習

ビジネス実務演習Ⅱ	2	演習
プレゼンテーション概論	2	
Business English	2	
ビジネス文書管理	2	
経営学総論	2	
現代ビジネス論	2	
情報処理演習Ⅰ	2	演習
情報処理演習Ⅱ	2	演習
情報処理論	2	
実践ビジネス演習Ⅰ	2	演習
実践ビジネス演習Ⅱ	2	演習
企業実習Ⅰ	1	実習
企業実習Ⅱ	1	実習

（４）上級秘書士（メディカル秘書）

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備考
秘書学概論	2	
秘書実務演習Ⅰ	1	演習
秘書実務演習Ⅱ	1	演習
医療秘書実技演習	8	演習
ビジネス実務演習	2	演習
ビジネス文書管理	2	
情報処理論	2	
医療秘書学概論	2	
医療秘書実務Ⅰ	1	演習
医療秘書実務Ⅱ	1	演習
医療保険事務概論Ⅰ	2	
医療保険事務概論Ⅱ	2	
臨床検査と薬の知識Ⅰ	2	
臨床検査と薬の知識Ⅱ	2	
メディカル・コミュニケーション論	1	演習
情報処理演習Ⅰ	2	演習
医療用語Ⅰ	2	
医療用語Ⅱ	2	

（５）実践キャリア実務士

現代ビジネス科

授業科目	単位数	備考
キャリアガイダンスⅠ	1	演習
キャリアガイダンスⅡ	1	演習
ビジネス実務総論	2	
日本語表現法	2	
情報処理演習Ⅰ	2	演習
ビジネス文書管理	2	
秘書学概論	2	
企業簿記Ⅰa	1	演習
企業簿記Ⅰb	1	演習
企業簿記Ⅱa	1	演習
企業簿記Ⅱb	1	演習
実践ビジネス演習Ⅰ	2	演習
医療秘書実技演習	8	演習

（６）こども音楽療育士

保育科

授業科目	単位数	備考
こども音楽療育概論	2	
こども音楽療育演習	1	演習
こども音楽療育実習	1	実習
教育心理学	2	
保育の心理学	1	演習
臨床心理学	2	
特別支援教育Ⅰ	1	演習
特別支援教育Ⅱ	1	演習
音楽心理学	2	
心理学概論	2	
社会心理学	2	
子どもの保健	2	
あそびと音楽Ⅰ	1	演習
あそびと音楽Ⅱ	1	演習
器楽Ⅰ	2	演習
器楽Ⅱ	2	演習
器楽活用法	2	演習
器楽活用の基礎	2	演習
音楽と身体表現	2	演習

保育内容「表現」の指導法Ⅰ	1	演習
身体表現及び即興演奏法	2	演習
合唱Ⅰ	2	演習
卒業研究	2	

6　全国音楽療法士養成協議会称号に関する科目

（１）音楽療法士（２種）

保育科

授業科目	単位数	備考
音楽理論	2	
音楽鑑賞法	2	
あそびと音楽Ⅰ	1	演習
あそびと音楽Ⅱ	1	演習
器楽Ⅰ	2	演習
器楽Ⅱ	2	演習
合唱Ⅰ	2	演習
声楽	2	演習
身体表現及び即興演奏法	2	演習
器楽活用法	2	演習
音楽療法概論	2	
音楽療法演習	2	演習
音楽療法総合演習	2	演習
音楽療法実践	2	演習
教職概論	2	
保育原理	2	
子ども家庭福祉	2	
社会福祉論	2	
子どもの保健	2	
保育の心理学	1	演習
教育心理学	2	
保育実習Ⅰｂ	2	実習
音楽療法実習（前後指導も含む）	2	実習
卒業研究	2	

別表２（学則第８条関係）

在籍学科の一般教育科目として振替え可能な他学科専門教育科目

（1）保育科

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
合唱Ⅰ		2	演習　人文の分野
声楽		2	演習　人文の分野
音楽鑑賞法		2	人文の分野
音楽理論		2	人文の分野

別表３（学則第４９条関係）

専攻科（福祉専攻）

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
社会制度論	2		
介護福祉概論Ⅰ	6		
介護福祉概論Ⅱ	4		
介護福祉概論Ⅲ	2		
コミュニケーション技術Ⅰ	2		
コミュニケーション技術Ⅱ	1		演習
生活支援総論	2		
生活支援技術	1		演習
日常生活支援技術Ⅰ	2		演習
日常生活支援技術Ⅱ	3		演習
日常生活支援技術Ⅲ	3		演習
介護過程総論	4		
介護過程演習	3		演習
介護総合演習	2		演習
介護実習	5		実習
発達老化総論	2		
認知症総論Ⅰ	2		
認知症総論Ⅱ	2		
障害総論	2		
心身医学概論Ⅰ	2		
心身医学概論Ⅱ	2		
医療的ケア	4		講義・演習

別表４（学則第１１条関係）

１　文部科学大臣が定める技能資格の単位認定に関する科目

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
簿記検定Ａ		1	日商簿記３級
簿記検定Ｂ		2	日商簿記２級
秘書検定Ａ		1	秘書技能検定２級
秘書検定Ｂ		2	秘書技能検定準１級
漢字検定Ａ		1	日本漢字能力検定３級
漢字検定Ｂ		2	日本漢字能力検定２級
パソコン検定Ａ		1	パソコン検定準２級
パソコン検定Ｂ		2	パソコン検定２級
オフィスＡ		1	Microsoft office Specialist スペシャリストレベル
オフィスＢ		2	Microsoft office Specialist エキスパートレベル
販売学総論Ⅰ		2	日本商工会議所販売士３級
販売学総論Ⅱ		2	日本商工会議所販売士２級